

会 議 記 録				
会議の名称		総務文教常任委員会		会議場所 全員協議会室
				担当職員 数井
日 時	令和7年3月11日（木曜日）		開 議 閉 議	午前10時00分 午後 3時42分
出席委員	◎竹内 ○三上 原野 小林 浅田 山本 松山 福井 小川議長			
執行機関 出席者	垣見市長公室長、川内人事課長、三宅ふるさと納税課長、八木人事課人事係長 山本政策企画部長、山口企画調整課長、谷口情報政策課長、 橋本企画調整課SDGs・企画推進係長 佐藤情報政策課副課長兼デジタル推進係長事務取扱 串崎情報政策課情報システム係長 大倉総務部長、牧野総務課長、藤本自治防災課長 大原総務課総務係長、松本自治防災課主幹、堀自治防災課消防係長			
事務局	吉田事務局長、数井事務局次長			
傍聴	可	一般1名	報道関係者1名	議員3名（梅本、山木、木村議員）

会 議 の 概 要

10:00～

1 開議

2 委員長報告の確認

（竹内委員長 委員長報告朗読）

<竹内委員長>

この内容でよいか。

—全員了—

10:07

（休憩【別途、本会議等開催】）

10:07～13:00

13:00～

1 開議（再開）

【事務局日程説明】

2 議案審査

(市長公室入室)

13:01～

【市長公室】

(1) 第41号議案 亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市長公室長 あいさつ
人事課長 説明

13:05

《質疑》

なし

(質疑終了)

13:06

(2) 第42号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

人事課長 説明

13:07

《質疑》

<三上副委員長>

休暇や仕事の免除について、対象外の職員であっても希望を聞き配慮しているのか。

<人事課長>

制度の範囲外であっても所属長を中心に配慮している。

<三上副委員長>

時間外勤務が増えている感じがするため、留意いただきたい。

<松山委員>

対象の職員数は。

<人事課長>

介護での短期有給休暇は23名、育児や介護で部分休業するものは15名、育児及び介護によって時差出勤しているものは7名、内訳として育児が5名、介護が2名、育児休業は30名であり、内訳として女性23名、男性7名である。

(質疑終了)

13:16

(市長公室退室)

(政策企画部入室)

13:17～

【政策企画部】

(1) 第43号議案 亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

政策企画部長 あいさつ
企画調整課長 説明

13:20

《質疑》

なし
(質疑終了)

1 3 : 2 1

(2) 辺地総合整備計画の策定について

企画調整課長 説明

1 3 : 2 4

《質疑》

なし
(質疑終了)

1 3 : 2 4

(政策企画部 退室)

(総務部 入室)

1 3 : 2 4 ~

【総務部】

(1) 第44号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

総務部長 あいさつ
総務課長 説明

1 3 : 3 1

《質疑》

なし
(質疑終了)

1 3 : 3 1

(2) 第45号議案 亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

総務課長 説明

1 3 : 3 3

《質疑》

なし
(質疑終了)

1 3 : 3 3

(3) 第46号議案 亀岡市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

自治防災課長 説明

1 3 : 3 6

《質疑》

<松山委員>

団員の報酬について、近隣市町ではどうなのか。

<自治防災課主幹>

京丹波町は国の規定にあわせて引上げされており、南丹市は現状のままである。国

の基準は部長と班長が3万7,000円、団員は3万6,500円であり、本市では令和6年度から改正しており、段階的に基準まで到達していきたい。

<松山委員>

段階的に行う一番の理由は。

<自治防災課長>

普通地方交付税が交付されるものの期間をおいてのものであるため、財源的な部分が多い。令和9年度には満額にあげていきたい。

<三上副委員長>

京丹波町は一気に上げられ、そろそろ地方交付税が入るのではないかと思うが、その状況はつかんでいないのか。

<自治防災課長>

その点の情報はないが、京丹波町は団員報酬を上げたが出勤報酬は上げておらず、本市では出勤報酬を上げているので、いろいろなやり方はあると思う。

<三上副委員長>

京丹波の交付税措置がある頃と思うので、こういった状況かは確認いただきたい。

<自治防災課長>

確認しておく。

<原野委員>

改正後条例の第8条の2について、勤務実績がよくない場合とは。

<自治防災課主幹>

出勤しないとか不正した場合などが挙げられる。

<原野委員>

亀岡に居住していても京都市内に勤務していればなかなか出勤できないと思うが、そういった点はどうか。

<自治防災課主幹>>

5回のうち1回しか出勤実績がないといったものでもなく、まったく出勤しない場合を想定している。

<三上副委員長>

訓練も出てこないといった、来る気がないという認識でよいのか。

<自治防災課長>

退団届が出ずに実質来ない人もいるので分限できるようにしたものである。

<福井委員>

処分は誰がするのか。

<自治防災課主幹>

団長は市長、団員は団長である。

<山本委員>

改正後、亀岡市に勤務されていれば入団できるのか。

<自治防災課長>

入団したときは亀岡市民であったが、転出される場合があったため、勤務地が亀岡であれば可とした。

<山本委員>

在住でなく在勤の方の入団者はいるのか。

<自治防災課主幹>

今まではなかったがこれからは入団できる。

<松山委員>

京都先端科学大の学生などは入団できないのか。

<自治防災課主幹>

学生団員は広く広報していないが、希望があれば令和7年度から入っていただこうという動きである。

<松山委員>

亀岡市に居住していなくても京都先端科学大生は入団できるのか。

<自治防災会主幹>

認識的にはできると思うが、団3役と相談する。

<福井委員>

分限処分の規定を設けることで、どうしても命令を聞かない団員に対して辞めさせることができるのか。

<自治防災課長>

弁護士と相談していく中で辞めさせることができると思う。

<小林委員>

任免を任命に変えた理由は。

<自治防災課主幹>

他の市町村の例を参考に任命とした。

<三上副委員長>

国の基準自体が低く、その基準がゴールではないと思うので、それ相応の報酬を措置いただけるようによろしく頼む。

<自治防災課長>

団長や副団長の報酬は国より多く支出しているので、全体的にも検討していく。

<浅田委員>

令和7年度にスタートするとき、消防団員数の変動はないのか。

<自治防災課長>

現状900人体制であるが、今後定数のことも考えていかななくてはならない。

(質疑終了)

14:05

(4) 第47号議案 亀岡市消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例の制定について

自治防災課長 説明

14:07

《質疑》

なし

(質疑終了)

14:07

(5) 第58号議案 財産の取得について

自治防災課長 説明

14:08

《質疑》

<浅田委員>

J Aの建物がまだ建っているが大丈夫か。

<自治防災課長>

現在取り壊しをしていただいているが、年度内に完了しないときのために明許繰越を設定している。

<三上副委員長>

J Aの移転先として、南丹市の公共施設を借りられるようであるが、国の補助金の関係から本来は貸すことができないなど問題となっており、亀岡市が代替先を示さなかったからといったようなことはないか。

<総務部長>

移転先を用意してほしいという話はなく、それについて問い合わせもない。

(質疑終了)

14:11

(総務部 退室)

(休憩)

14:11~14:30

14:30~

3 討論～採決

《委員間討議》

なし

《討論》

なし

《採決》

<竹内委員長>

賛成者は挙手願う。

第41号議案 亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

挙手全員 可決

第42号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

挙手全員 可決

第43号議案 亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正

挙手全員 可決

第44号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定

挙手全員 可決

第45号議案 亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正

挙手全員 可決

第46号議案 亀岡市消防団条例の一部改正

挙手全員 可決

第47号議案 亀岡市消防団員退職報償金条例の一部改正

挙手全員 可決

第58号議案 財産の取得

挙手全員 可決

《指摘要望》

<三上副委員長>

団員報酬の条例改正でいろいろ意見があったので記載しておこうと思う。

14:37

14:37～

4 議会だよりの掲載事項について

○令和6年度一般会計補正予算（第7号） 学校建設事業費の増

○第46号議案 亀岡市消防団条例の一部改正 及び 第47号議案 亀岡市消防団員退職報償金条例の一部改正

14:45

14:45～

5 行政報告

（市長公室 入室）

【市長公室】

（1）「市の草花」及び「市の鳥」制定について

市長公室長	あいさつ
広報プロモーション課長	説明

14:50

《質疑》

<山本委員>

市民公募の際、選定理由も記載いただくのか。

<広報プロモーション課長>

理由を添えて応募いただく。記載例を添える予定である。

<山本委員>

亀岡市の木は桜、花がつつじであるが、草花のカテゴリーはどういったものか。

<広報プロモーション課長>

想定としては、枝のない花を草花としている。

<原野委員>

地面から直接生えているものか。

<広報プロモーション課長>

そのとおりである。

<福井委員>

一年草のことか。

<広報プロモーション課長>

一年草かどうかではなく、幹や枝がないもので、例えば桔梗などが挙げられる。

<浅田委員>

鳥について、名前と写真を照らし合わさないと分からないと思うが、応募者はどのように情報を手に入れるのか。

<広報プロモーション課長>

専門家の写真などを提示する予定である。

<松山委員>

検討委員会の委員構成は

<広報プロモーション課長>

7人から8人を想定しており、学識経験者、緑花協会、花と緑の会、日本鳥類保護連盟、亀岡商工会議所、観光協会などで構成する。

<松山委員>

公募委員は。

<広報プロモーション課長>

市民から募集するものなので検討委員会に市民公募委員は考えていない。

<山本委員>

緑化フェアとの関わりはどうか。

<広報プロモーション課長>

緑化フェアとは切り離し、草花や鳥の紹介をすることを主に進めていきたい。

<山本委員>

パンフレットはいつ配布予定か。

<広報プロモーション課長>

10月1日である。

<小林委員>

かつて、つつじの苗木をいただいた記憶があるが、決まれば種の配布をするなど考えているのか。

<広報プロモーション課長>

何が選ばれるのか分からないので、今後の検討課題である。

<福井委員>

経費の内訳は。

<広報プロモーション課長>

検討委員会委員の謝礼に一人当たり9,700円、パンフレット6万5,000円、式典での展示用経費に10万円、残りは事務費である。

(質疑終了)

15:05

(市長公室 退室)

(政策企画部 入室)

15:06～

【政策企画部】

(1) 令和7年度行政組織・機構改革(案)について

政策企画部長	あいさつ
企画調整課長	説明

15:13

≪質疑≫

<福井委員>

全国都市緑化フェア推進室はまちづくり推進部の延長のように認識しているが、企画や交渉ごとはすべて担当することによいのか。

<企画調整課長>

現在の全国都市緑化フェア推進課では、南丹市と京丹波町からの職員も出向されており、全体的な企画や実行委員会の運営などを進めている。亀岡市内における整備や関連イベントを進めていくため、緑化フェア整備課をつくることになったものである。

<福井委員>

全国都市緑化フェアに関する業務はすべてメインで進める認識でよいのか。

<企画調整課長>

そのとおりである。

<福井委員>

サーキュラー推進係は改称しないほうが分かりやすいのではないかと感じた。

(質疑終了)

15:17

(2) 亀岡市行財政運営指針について

企画調整課長 説明

15:25

《質疑》

<松山委員>

亀岡市行政改革推進本部会議を中心に、各部局との調整については政策企画部が担って進めることになるのか。

<企画調整課長>

現在の庁内の組織として、亀岡市行政改革推進本部会議は市長を本部長とし、各部長で構成しており、内部の行政改革を進めていく体制は維持したい。行政改革大綱において、53項目のチェックをし、令和2年度からは13項目に絞って取り組んでおり、これまでは経費削減や事務事業のスリム化について検討してきたが、これからは業務の質の向上をしていきたいと思っている。この指針に基づき、業務状況の数値を確認しつつ事務事業の進捗を確認し、行政改革推進委員会に諮って進めていきたい。

<福井委員>

今まで取り組んできた行革は、もうすることがないように感じており、人口が減っていく中で、ぜひこの指針に基づき、新たに適正な委員を選任して取り組んでいただきたい。

<企画調整課長>

行政改革推進委員会の委員については、公募委員を入れながらこれまで進めてきた経過があり、学識経験者や各団体の長などを入れ貴重な意見をいただきやすいようにしていきたい。

<福井委員>

識者は必要であり、丁寧に進めていただきながら、53項目の丸バツではなく、将来に向けての指針として、市民も参画しやすいように、この委員会の構成は大変重要であると思っている。前向きに取り組んでいただくようよろしくお願い。

<松山委員>

行政改革推進委員会の名前も変えたほうがよいのではないかと考えており、新たな亀

岡市として、また新たなステージとして質の高い行財政運営をしていただきたい。
＜企画調整課長＞

行政改革推進委員会は条例で定めているものであり、その点も踏まえて検討したい。
(質疑終了)

15:38

(政策企画部 退室)

15:39～

6 その他について

(1) 他都市先進地行政視察について

＜竹内委員長＞

先日に各委員から寄せられた視察先候補の中から、東京都小金井市の「子どもオンブズパーソン制度」の視察を依頼したところ、5月16日の午前10時から受入可能な返答をいただいた。ついては、行政視察の日程は5月14日から16日に決定となった。また14日と15日の行先については継続して依頼を進めていくこととする。

(2) 次回の日程について

次回 3月26日(水) 予算特別委員会全体会終了後に委員長報告の確認

散会 ～15:42